

新田 秀樹

大正大学人間学部 教授

社会保障と憲法に関する研究

本研究は、社会保障の普遍化が進む一方で、経済の低成長基調、少子高齢化の急速な進展などを背景に社会保障制度全般にわたる見直し・改革が相次いで行われている中で、国家 - 社会 - 個人のあり方に立ち戻った考察が必要であるとの問題意識に立ち、社会保障と憲法に関する議論の再考を試みたものである。

社会保障と憲法をめぐる重要な判例や学説のレビューについては既存の研究があったため、本研究では、憲法第 25 条の制定過程等に関する文献研究（報告書Ⅱ）を行った上で、主要国（EU を含む。）の比較法的検討（報告書Ⅲ）を行った。

本研究で比較法的検討を行ったもののうち、EU を除く 3 カ国の社会保障制度についての考え方は、自律した個人による主体的な生の構築に価値を見いだすアメリカ、職域的な連帯観が今日でもなお強く残るフランス、社会国家规定を有するドイツと、違いがある。また、いくつかの州憲法で生存権的規定を有するアメリカ、第四共和国憲法前文第 11 項で社会的保護を受ける権利を規定するフランス、基本法第 1 条第 1 項で人間の尊厳の保障について規定するドイツと、生存権的考え方の規定のしかたも各国で異なっている。

しかし、ドイツでは憲法訴訟が数多く提起されその判例の積み重ねにより社会保障のあり方が論じられ、また、フランスでは、立法に当たって憲法院による憲法適合性審査が行われるなど、社会保障と憲法の関係が意識されている。翻って、わが国では、社会保障と憲法の関係が意識されることは乏しい。社会保障を研究する際に憲法を意識すること、そのような意識を持ちつつ諸外国にも目を向け、違いを踏まえつつ立ち戻ってわが国について考えてみることは、引き続き行っていかねばならない課題である。